

平成26年度

環境生活部主要施策概要



平成26年4月

千葉県環境生活部

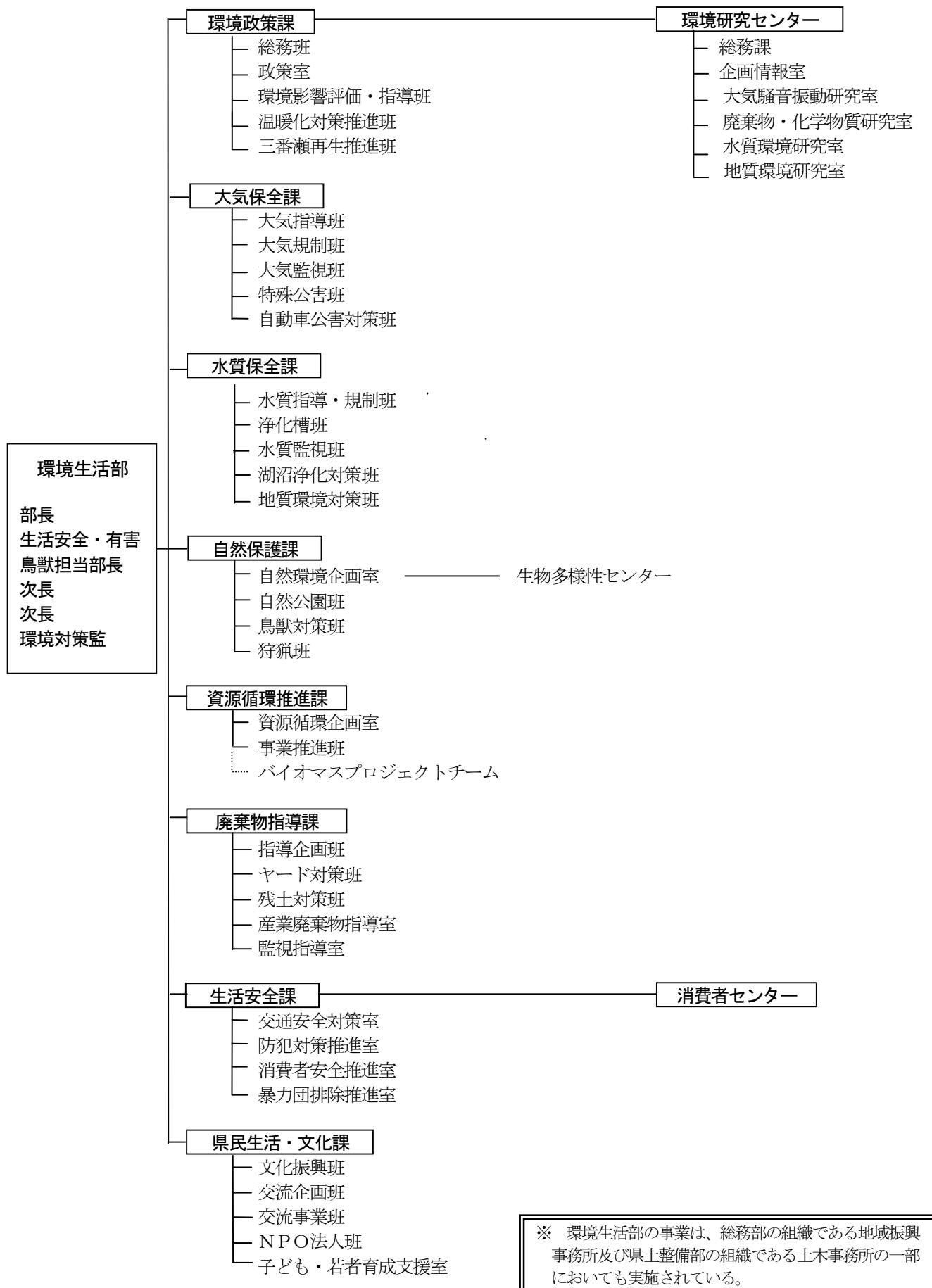
目 次

| | |
|------------------------|----------|
| 1. 環境生活部の組織 | 1 |
| 2. 平成26年度 環境生活部の施策及び予算 | 2 |
| (1) 平成26年度 環境生活部の施策 | 2 |
| (2) 平成26年度 環境生活部関係予算 | 6 |
| (3) 各課の施策概要 | 7 |
| ① 環境政策課 | 7 |
| ② 大気保全課 | 9 |
| ③ 水質保全課 | 12 |
| ④ 自然保護課 | 14 |
| ⑤ 資源循環推進課 | 16 |
| ⑥ 廃棄物指導課 | 18 |
| ⑦ 生活安全課 | 20 |
| ⑧ 県民生活・文化課 | 24 |

参考資料

| | |
|---|----------|
| (1) 「新 輝け！ちば元気プラン」（千葉県総合計画）の概要 (環境生活部関連部分) | 28 |
| (2) 各種審議会等設置状況 | 33 |
| (3) 関係団体一覧 | 35 |
| (4) 環境生活部各課等の主な業務 | 37 |
| (5) 窓口・担当課連絡先一覧 | 43 |

1. 環境生活部の組織（平成26年4月1日）



2. 平成26年度 環境生活部の施策及び予算

(1) 平成26年度 環境生活部の施策

《施策編》

① 地球温暖化対策の推進

東日本大震災を踏まえ、今後ますます「省エネ・省資源の推進、再生可能エネルギーの導入促進」という視点が重要になり、これらの取組は温室効果ガスの削減にも通じます。

このような状況を踏まえ、太陽光発電システム助成など再生可能エネルギーの導入促進及び省エネ化の推進などの取組を着実に進めます。

また、国のエネルギー政策や温暖化対策の動向を踏まえて、「千葉県地球温暖化防止計画」の見直しを行います。

② 資源循環型社会の構築

社会が持続可能な発展を遂げていくためには、大量廃棄型の社会から脱却するとともに、資源循環型社会を構築していくことが必要です。

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再使用・再生利用していく、いわゆる「3 R」を県全体で推進するため、県民・事業者・行政などあらゆる主体の意識改革や実践活動を促進します。また、それでもなお発生する廃棄物については、事業者に対する指導を徹底するなど、適正処理に向けた取組を推進します。さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民・市町村などとの連携による監視や、取締りを強化します。

③ 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

本県は、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸など豊かで多様な自然に恵まれ、様々な動植物が生息・生育しています。また、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われている本県の大気・水環境は、改善傾向にあり、大気環境については、初めて二酸化窒素と浮遊粒子状物質が全局で共に環境基準を達成しました。水環境についても、長期的には改善傾向にあり、平成10年頃に50%前後であった水質の環境基準達成率は、近年、70%前後まで改善されています。なお、新たな課題であるPM2.5については、引き続き注意喚起の適確な運用を行うとともに、モニタリング及び調査研究体制の充実に努めます。

今後とも、県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。また、生物多様性を保全するとともに、野生鳥獣や外来生物による農作物等被害対策に取り組みます。さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進します。

④ 交通安全県ちばの確立

平成25年の千葉県の交通事故死者数は186人（前年比+11人）で、全国ワースト3位となり、交通死亡事故が多発している状況です。

このため、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、健全な交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、春・夏・秋・冬の交通安全運動を通じた広報・啓発活動を行うとともに、幼児から高齢者までそれぞれの年代に応じた実践的な交通安全教育を実施します。

⑤ 犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

安全で安心なまちづくりを推進するために、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の起こりにくく環境づくりに取り組みます。

また、県民による自主的な防犯活動を支援します。特に、学生など若い世代の防犯パトロール団体の活動の促進を図るとともに、平成24年中において全国の上位になっている「ひったくり犯罪」や「振り込め詐欺犯罪」の防止対策の強化に努めます。

さらに、犯罪被害者を社会全体で支援していくための体制づくりを進めます。

⑥ 消費生活の安定と向上

平成24年度に、県・市町村に寄せられた消費生活の相談件数は、42,224件で、依然として多くの相談が寄せられており、近年では、インターネットを通じた情報・サービスに関する架空請求や住宅リフォーム、金融商品関連の相談が急増するなど、消費者被害の広域化、手口の悪質化とともに、被害金額も高額になっており、特に高齢者や若者を標的とした消費者トラブルが後を絶ちません。

このため、だれもが、どこでも、安心して消費生活を送ることができるよう、市町村と連携して、消費生活相談体制の充実・強化、相談窓口の周知の推進を図ります。また、消費者が、自立し、考え、行動できるよう、行政、消費者団体、事業者団体等と連携・協働し、消費者学習や情報提供などを推進します。さらに、悪質事業者の監視・指導体制を充実し、消費者被害の救済及び未然防止等を図ります。

⑦ ちば文化の創造

豊かな自然環境に恵まれた本県では、古くから多くの生活文化が生み出され、また、海・川・街道を通じた紀州・江戸・鎌倉などとの交流の下、特色ある多様な文化がはぐくまれてきました。そして今日では、首都圏に位置し、成田国際空港を抱えて、人や物、情報が活発に交流する中、県内各地で、様々な文化芸術活動が盛んに行われるとともに、こうした千葉の新旧の文化が織りなす新しい「ちば文化」の創造が期待されています。

このため、平成24年3月に策定した「ちば文化振興計画」に基づき、関係団体や市町村などと連携して、県民が文化芸術に親しみ、また、自主的に文化芸術活動を行う環境をつくるとともに、「ちば文化」を継承し、創造していくける体制を構築します。また、地域固有の伝統芸能や祭りなどの文化資源を地域の活性化に結び付けるなど効果的に活用します。

⑧ 県民活動の推進

急速な少子高齢化によって人口減少社会が到来し、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、福祉や環境、防犯、防災など、様々な分野で課題が山積し、また地域コミュニティでは、人々のつながりの希薄化や担い手の不足などから、その機能が低下してきてています。

そこで、組織としての市民活動団体の活動や個人としてのボランティア活動など、県民自らが自発的に地域の様々な課題の解決を図り、地域社会をより豊かにしていこうとする社会貢献活動、すなわち「県民活動」の推進を図っていきます。

このため、県民活動への理解や参加の促進、市民活動団体の基盤強化等の支援、地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進、市民活動団体と行政との協働の推進に取り組んでいきます。

⑨ 多様化する青少年問題への取組

少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ策定した、「千葉県青少年総合プラン」に掲げた施策を推進します。また、ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者やその保護者を総合的に支援するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」の開催や、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関の紹介などを行う総合相談窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」を運営します。

さらに、青少年を有害な情報から守り良好な環境を整備するため、千葉県青少年健全育成条例に基づく、携帯電話等のフィルタリング利用促進の取組、関係機関・団体と連携した合同パトロール、青少年の利用頻度の高いサイトの監視を行う「ネットパトロール」等を実施します。また、地域全体で青少年を健やかに育てる環境づくりを進めるため、青少年相談員、補導員等の活動を支援するとともに、市町村における体制づくりに努めます。

《東日本大震災を契機とした環境分野での取組》

① 環境中の放射能の監視

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故のため、放射性物質が大量に放出されたことから、環境中の放射能モニタリングを実施します。

大気中の放射線量については、県内8箇所に設置した空間放射線量測定器（モニタリングポスト）等により測定・公表するとともに、市町村へ可搬式空間放射線量測定器（サーベイメータ）を貸し出し、地域の実情に即したきめ細やかな監視を行います。

河川や湖沼、東京湾などの公共用水域における放射性物質の実態や移動・移行、堆積の状況を継続的に監視するため、国と連携しモニタリング調査を行います。

また、県内の海水浴場等における海水中の放射能濃度について、海岸利用者に的確な情報を提供するため、「海水中の放射能濃度測定事業」を引き続き行います。

② 県内に保管されている指定廃棄物の処理

東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県北西部を中心に1キログラム当たり8千ベクレルを超える濃度の放射性物質を含むごみ焼却灰が発生しました。

この放射性物質を含むごみ焼却灰については、放射性物質汚染対処特措法により、指定廃棄物として国が処理することとされており、平成26年度末を目途に指定廃棄物の最終処分場を設置することとしています。

県としては、最終処分場が早期に確保されるよう、国への協力など、適切に対応していくとともに、保管がひつ迫した自治体のごみ焼却灰を一時保管するなど、県内の廃棄物処理が円滑に進むよう引き続き取り組んでいきます。

③ 再生可能エネルギーの活用推進に向けた取組

東日本大震災に伴う深刻な電力供給不足や福島第一原子力発電所の事故を契機に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの期待が高まっています。

県では、エネルギーの分散確保及び環境負荷の低減を図るとともに、これらを通じた地域経済の活性化を図ることを目的に、「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」を24年3月に策定し、庁内横断的な組織として設置した、「新エネルギー活用推進プロジェクトチーム」により、再生可能エネルギー等の活用推進に取り組んでいます。

26年度も、引き続き、当面の推進方策に基づき、庁内のプロジェクトチームによる横断的な検討や取組を進めます。

(2) 平成26年度環境生活部関係予算

千葉県当初予算額（一般会計） 1,614,313,032 千円

環境生活部当初予算額 8,355,358 千円 (構成比 0.5%)

(各課内訳)

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成26年度 当初予算 | | | 平成25年度 | | 対前年度比 | |
|----------|----------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| | A | 財源内訳 | | B | 最終予算 C | 対6月 A/B | 対最終 A/C |
| | | 国庫支出金 | その他 | | | | |
| 環境政策課 | 4,049,922 | 2,243 | 835,989 | 3,211,690 | 3,830,032 | 5,381,626 | 105.7 |
| 人件費 | 2,689,581 | | 116,982 | 2,572,599 | 2,637,003 | 2,541,166 | 102.0 |
| 事業費 | 1,360,341 | 2,243 | 719,007 | 639,091 | 1,193,029 | 2,840,460 | 114.0 |
| 大気保全課 | 494,696 | 22,191 | 110,048 | 362,457 | 478,524 | 430,467 | 103.4 |
| 人件費 | 41,003 | | 174 | 40,829 | 38,365 | 40,091 | 106.9 |
| 事業費 | 453,693 | 22,191 | 109,874 | 321,628 | 440,159 | 390,376 | 103.1 |
| 水質保全課 | 818,781 | 2,014 | 43,975 | 772,792 | 844,362 | 708,399 | 97.0 |
| 人件費 | 7,408 | | 26 | 7,382 | 6,326 | 6,487 | 117.1 |
| 事業費 | 811,373 | 2,014 | 43,949 | 765,410 | 838,036 | 701,912 | 96.8 |
| 自然保護課 | 722,460 | 31,830 | 277,092 | 413,538 | 498,497 | 457,041 | 144.9 |
| 人件費 | 16,938 | | 17 | 16,921 | 16,437 | 16,312 | 103.0 |
| 事業費 | 705,522 | 31,830 | 277,075 | 396,617 | 482,060 | 440,729 | 146.4 |
| 資源循環推進課 | 227,175 | 168,817 | 25,005 | 33,353 | 293,998 | 176,456 | 77.3 |
| 人件費 | 520 | | | 520 | 312 | 208 | 166.7 |
| 事業費 | 226,655 | 168,817 | 25,005 | 32,833 | 293,686 | 176,248 | 77.2 |
| 廃棄物指導課 | 465,499 | | 172,022 | 293,477 | 473,574 | 469,511 | 98.3 |
| 人件費 | 76,985 | | 1,055 | 75,930 | 75,500 | 75,955 | 102.0 |
| 事業費 | 388,514 | | 170,967 | 217,547 | 398,074 | 393,556 | 97.6 |
| 生活安全課 | 623,542 | 139,000 | 240,331 | 244,211 | 498,210 | 532,072 | 125.2 |
| 人件費 | 129,896 | | 22,146 | 107,750 | 128,255 | 127,133 | 101.3 |
| 事業費 | 493,646 | 139,000 | 218,185 | 136,461 | 369,955 | 404,939 | 133.4 |
| 県民生活・文化課 | 953,283 | | 3,290 | 949,993 | 924,650 | 945,396 | 103.1 |
| 人件費 | 9,735 | | 38 | 9,697 | 9,068 | 9,191 | 107.4 |
| 事業費 | 943,548 | | 3,252 | 940,296 | 915,582 | 936,205 | 103.1 |
| 合計 | 8,355,358 | 366,095 | 1,707,752 | 6,281,511 | 7,841,847 | 9,100,968 | 106.5 |
| 人件費 | 2,972,066 | | 140,438 | 2,831,628 | 2,911,266 | 2,816,543 | 102.1 |
| 事業費 | 5,383,292 | 366,095 | 1,567,314 | 3,449,883 | 4,930,581 | 6,284,425 | 109.2 |

注1：生活安全課の平成25年度予算額は、旧生活・交通安全課予算額に旧県民生活課予算額のうち子ども・若者支援部門を除いた予算額を加算し算出している。

2：県民生活・文化課の平成25年度予算額は、旧県民交流・文化課の予算額に旧県民生活課の子ども・若者支援部門の予算額を加算し算出している。

(3) 各課の施策概要

環境政策課

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、環境基本計画に基づき地球温暖化対策の推進及び本県独自の環境学習を推進する。

重点事項

- 地球温暖化防止推進事業 9,239千円
省エネや再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化防止対策を推進するため、温室効果ガス排出量の予測や、地球温暖化防止活動推進員による出前講座等を実施する。
- 環境学習基本方針推進事業 9,389千円
持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指し、県民・事業者等と連携・協働して環境学習の取組を推進する。
- 住宅用省エネルギー設備等導入促進事業 500,000千円
家庭における再生可能エネルギーの導入及び省エネ化を促進するため、市町村と連携し、住宅用の太陽光発電設備や燃料電池（エネファーム）等の省エネルギー設備の設置費用に対する助成を行う。
- 再生可能エネルギー等導入推進基金事業 697,230千円
災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを目的とする国からの補助金を活用して、平成25年度から27年度までの3年間で、避難所や防災拠点への再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 三番瀬再生計画（第3次事業計画）に基づく再生事業の推進 22,063千円
東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬が、豊かな海域となるよう、地元をはじめ関係者と連携しながら、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬再生計画（第3次事業計画）に基づき、各種再生事業を推進する。

1. 環境保全対策調整事業

- (1) 千葉県環境審議会の運営 1,796千円
環境保全に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議を行う。
- (2) 公害紛争・公害苦情の処理 2,940千円
 - ア 千葉県公害審査会の運営
公害紛争処理法に基づき、公害紛争について、あっせん、調停又は仲裁等を行う。
 - イ 公害苦情相談員制度
公害紛争の迅速な解決のため公害苦情の段階で適切な処理が図られるよう、県の環境生活部環境関係課と地域振興事務所に苦情相談員を置き、その処理にあたるとともに、市町村の相談員と密接

な連絡調整を行い、公害苦情について適切な処理を推進する。

(3) 再生可能エネルギーの活用推進

平成24年3月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づき、府内横断的な検討や取組を進める。

(4) 環境影響評価事業

3,796千円

大規模な開発行為が周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、千葉県環境影響評価委員会への諮問や知事意見の提出など必要な手続を実施する。

(5) 環境保全協定

千葉市から富津市に至る東京湾臨海地域に立地する企業と県及び関係市で締結した「環境の保全に関する協定」に基づき、関係市と連携しながら適正な運用を指導し環境の保全を図る。

2. 環境保全対策推進事業

(1) 千葉県環境大使と進める環境保全事業

1,118千円

平成21年度に設置した「千葉県環境大使」との連携により、千葉県民の環境保全意識の高揚を図る。

(2) 環境白書の発行

1,694千円

千葉県環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況と環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境白書の発行を行う。

(3) ヒートアイランド対策事業

293千円

ヒートアイランド現象の監視を行うとともに、「千葉県ヒートアイランド対象ガイドライン」の周知を図る。

(4) ちば環境再生基金推進事業

11,989千円

自然環境の保全・再生と循環型社会づくりを進める目的に、(一財)千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置しており、各種活動が円滑に実施されるよう支援し、県民総参加による環境再生を推進する。

3. 公害防止施設等助成事業

(1) 中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給

7,190千円

中小企業者等が行う環境保全の取組に対して、中小企業振興資金（環境保全資金）融資対象事業の認定をするとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子補給を行う。

4. 調査研究事業

環境研究センターにおいて、公害の防止及び環境の保全のための各種調査研究を行う。

- 環境保全の啓発及びセンターの運営（環境政策課関連） 76,539千円
- 大気・騒音振動及び化学物質に関する調査研究（大気保全課関連） 39,502千円
- 水質環境及び地質環境に関する調査研究（水質保全課関連） 34,444千円
- 廃棄物に関する調査研究（資源循環課・廃棄物指導課関連） 2,531千円

大気保全課

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気環境の確保や騒音の少ない暮らしの確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

- 大気環境の常時監視 148,685千円
大気環境常時測定局において、大気汚染状況の常時監視を行い、光化学スモッグの発生時には、速やかに注意報等を発令し、県民の健康被害を防止する。
東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質について、大気中の放射線量等の監視を行う。
- 大気汚染発生源対策
一般環境における大気環境基準や二酸化窒素に係る環境目標値の達成に向け、工場・事業場に対する排出削減指導を継続する。
- 微小粒子状物質（PM2.5）等対策事業 30,000千円
測定機器の整備を行うなどPM2.5の監視体制の充実を図るとともに、高濃度のおそれがある日は注意喚起を行う。また、大気情報管理システムの機能拡充など県民に対する速やかな情報提供に取り組むと共に、環境基準達成のための効果的な対策を検討するため、成分分析や発生源の推定などの調査を実施する。
- 航空機騒音対策 49,296千円
成田空港、羽田空港及び下総飛行場の周辺地域で騒音監視を行うとともに、苦情が多数寄せられている羽田空港の飛行ルートに当たる地域における航空機騒音の実態を把握する。
- 自動車交通公害防止の総合施策の推進 86,111千円
千葉県ディーゼル条例等に基づき自動車から排出される粒子状物質の低減を図るため、規制適合車両への転換や低公害車の導入等について、事業者指導を継続するとともに、自動車NOx・PM法に基づき策定した「第2期自動車排出NOx・PM総量削減計画」により関係機関と連携し、各種施策の計画的・総合的推進を図る。
また、低公害車の普及のため県自らの取組として、公用車への電気自動車導入等を図る。

1. 大気・特殊公害指導事業

- (1) 大気環境常時測定局の整備 64,845千円
県で整備した大気環境常時測定局40局に設置している大気汚染自動測定機については、計画的に機器の更新を行う。
- (2) 大気中の放射線量等の監視 12,051千円
東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質については、大気中の放射線量を県内8カ所に設置したモニタリングポスト等により測定・公表するとともに、市町村へサーバイメータの貸し出しを行う。

| | |
|--|----------|
| (3) 光化学スモッグ低減対策 | 693千円 |
| 大気汚染の緊急時（光化学スモッグ注意報等の発令時）対策として、発令地域を全県に拡大し、拡大地域内のばい煙及び揮発性有機化合物（VOC）を排出する工場・事業場に対しても、緊急時の措置を要請する。 | |
| また、光化学スモッグの発生を抑制するため、平成19年度に制定した千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づき、事業者に対してVOC削減計画及び実績報告の提出を求めるとともに、これを公表し、事業者によるVOC削減の自主的取組を促進する。 | |
| (4) ばい煙発生施設等立入検査・調査 | 15,439千円 |
| 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（大気汚染に係るもの）及び環境保全協定等に基づき、工場・事業場の立入検査等を実施し、排出基準等の確認を行うとともに、大気汚染物質の排出量の抑制を指導し、大気汚染防止対策の徹底を図る。 | |
| (5) アスベスト対策 | 33,906千円 |
| アスベストの大気中への飛散を防止するため、アスベストを使用した建築物等の解体等作業に対する監視指導を実施するとともに、一般大気中のアスベスト濃度の調査を実施し、県民への情報提供を行う。また、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設置された「石綿健康被害救済基金」に対して拠出を行う。なお、改正大気汚染防止法（石綿の規制強化）の施行にあたり広報・啓発・立入検査を通じ、事業者指導等を実施していく。 | |
| (6) 化学物質対策 | 756千円 |
| 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称「P R T R 法」）に基づき有害化学物質の環境への排出量等の情報について事業者からの届出を受け付け、国に報告するとともに、国から通知されるデータを基に、県民に対する情報提供及び事業者指導に活用する。 | |
| (7) 有害大気汚染物質大気環境調査 | 14,735千円 |
| 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ベンゼン、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握し、環境基準の達成状況等を確認する。 | |
| (8) 航空機騒音監視システムの運用・整備 | 45,531千円 |
| 成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺における航空機騒音の分布状況や環境基準の達成状況を把握するため、航空機騒音監視システムを用いた騒音の常時監視を行い、必要に応じ国等に騒音対策の実施を要請する。 | |
| また、各飛行場周辺の固定測定期に設置している騒音自動測定器については、計画的な機器の更新を行う。 | |
| (9) 羽田空港再拡張後の航空機騒音実態調査 | 3,765千円 |
| 羽田空港の飛行ルート下に当たり騒音が増加している地域における騒音実態調査を実施する。 | |
| (10) 騒音・振動・悪臭対策 | 4,882千円 |
| 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の適正な施行を図るため、町村と連携した法規制地域の拡大・見直し並びに市町村職員への測定技術指導等を行う。 | |
| また、悪臭防止法に基づく臭気指数規制方式について、導入する市町村の拡大を図る。 | |

2. 自動車交通公害対策事業

(1) 自動車交通公害監視指導事業

11,025千円

千葉県ディーゼル条例等の遵守状況を確認するため、立入検査、ナンバープレートビデオ調査及び燃料検査を行うとともに、駐車場管理者のアイドリングストップ周知義務等に係る事業者指導を行う。

(2) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画進行管理調査事業

7,405千円

国からの委託を受け、自動車NO_x・PM法対策地域における自動車排出窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出等を把握し、「第2期自動車排出NO_x・PM総量削減計画」の施策評価等の基礎資料とする。

(3) エコドライブの普及推進

454千円

自動車に係る環境負荷低減を図るため、排出ガス・燃料費の削減や交通安全に効果的なエコドライブについて、県民や事業者に対する普及啓発事業を推進する。

(4) 公用車への電気自動車等導入事業

24,811千円

省エネルギーかつ大気汚染物質の排出が少ない電気自動車等の普及を図るため、公用車に電気自動車を率先的に導入するとともに、県庁敷地内に一般利用向けの急速充電器を設置する。

(5) 自動車騒音常時監視

4,013千円

騒音規制法に基づき自動車騒音の状況を常時監視するとともに、環境基準の達成状況を把握し、道路騒音対策を推進するための基礎資料として活用する。

水質保全課

人々の健やかで安全な暮らしを確保するため、水循環の回復を図るなどの良好な水環境の確保に向けた施策を推進していく。

重点事項

- 公共用水域及び地下水の水質監視事業 111,538千円
水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、河川・湖沼などの公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行う。
- 特定事業場等排水監視事業 21,462千円
公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法等に係る特定事業場に対して立入検査を実施し、必要に応じて指導及び行政措置を行う。
- 生活排水対策浄化槽推進事業 300,000千円
河川や湖沼などの水質浄化を図るため、市町村が実施する合併処理浄化槽の設置促進事業に対する助成を行う。
- 手賀沼水環境保全協議会負担金 23,598千円
手賀沼の水質浄化を推進するため、流域市や利水団体及び住民団体と共同して、各種水質浄化対策事業、啓発事業を実施する。
- 地下水汚染防止対策事業 25,301千円
トリクロロエチレン等揮発性有機化合物による地下水汚染対策を推進するため、汚染機構解明調査を実施するとともに、市町村が実施する汚染除去対策等への助成を行う。
- 公共用水域モニタリング調査(陸域・海域) 10,549千円
東日本大震災に伴う福島第一原発事故により拡散した放射性物質について、河川や湖沼・東京湾など公共用水域における放射性物質の実態や移動・移行、堆積の状況を継続的に監視するため、国と連携しモニタリング調査を実施する。
- 海水中の放射能濃度測定事業 5,026千円
県内の海水浴場等における海水中の放射能濃度について、海岸利用者に的確な情報を提供するため、環境省が示した「水浴場の放射性物質に関する指針」に基づき、開設前及び開設中それぞれ1回、及び年間を通じたモニタリング調査を引き続き実施する。

1. 水質指導事業

- (1) 東京湾の総量削減対策事業 2,430千円
東京湾の水質浄化に資するため、第8次総量削減計画に必要な東京湾に流入する河川ごとの汚濁負荷量や水質の状況推移等を取りまとめ解析・検討を行う。
- (2) 海水浴場水質監視事業 2,376千円
県内海水浴場の安全性を確保するため、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を行い、海水浴場開設者に対し必要な水質保全対策について指導する。

- (3) 水質調査船運営事業 16,887千円
海域における水質常時監視及び臨海工業地帯の事業場の監視等を行う水質調査船「きよすみ」の管理運営を行い、能率的かつ安全な航行を確保する。
- (4) 净化槽総合管理推進事業 5,238千円
浄化槽の適正な設置・維持管理を徹底するため、法定検査の受検促進、立入検査、管理者に対する啓発・指導を行うとともに、浄化槽台帳を整備する。

2. 湖沼浄化対策事業

- (1) 湖沼水質保全計画策定事業 3,107千円
湖沼水質保全計画の策定に向けて、実効性のある対策メニューを盛り込むための調査を行う。
- (2) 印旛沼・手賀沼の健全な水循環回復事業 613千円
「印旛沼流域水循環健全化計画」及び「手賀沼水循環回復行動計画」に基づき、水環境保全の啓発を図るため、NPO等と連携し、小・中学校等を対象に学習会への講師の派遣、教材や情報の提供などを行う。
- (3) 手賀沼親水広場運営事業 83,092千円
県民の水質保全に関する意識の高揚を図るため、指定管理者に手賀沼親水広場の管理運営業務を委託し、水質浄化に係る各種の啓発活動を行う。

3. 地質環境対策事業

- (1) 地盤変動精密水準測量事業 87,880千円
地盤の変動状況を経年的に把握するため、地下水の汲み上げ規制地域及び天然ガスかん水汲み上げ地域を中心に精密水準測量を実施する。
- (2) 地下水位及び地盤沈下観測井管理事業 24,173千円
地下水及び地盤沈下の実態を把握するため、観測井により実測を行うとともに付帯機器等の保守管理を行う。
- (3) 地質環境インフォメーションバンク公開事業 2,746千円
地質環境対策等の基礎データとしての活用及び公共建設事業等の事業経費の節減を図ることなどを目的として、新規地質柱状図の収集及びホームページの保守管理を行う。
- (4) 地下水における硝酸・亜硝酸性窒素の汚染状況調査・負荷削減対策事業 5,336千円
環境基準の超過率の高い硝酸・亜硝酸性窒素について、市町村が取り組む負荷削減対策を支援するための汚染状況調査を実施するとともに、調査モデル地域の水質の追跡調査等を実施する。
- (5) 土壤汚染対策事業 671千円
土壤汚染対策法に伴う事務事業が円滑に遂行できるよう、汚染状況の確認調査を行う。
- (6) 養老川に係る水質保全対策事業 17,977千円
市原市妙香地先の廃棄物埋立跡地に起因する水質汚染問題について、引き続き、地元市と協力して、汚染物質の除去及び拡大防止対策を実施するとともに、新たな対策として表面被覆に係る検討調査を実施する。

自然保護課

地域固有の多様な生物が生息・生育する優れた自然環境等の保全、県民が自然の豊かさに親しむことができる自然公園等の適正な維持・管理、人と野生鳥獣との共存など、本県の豊かな生物多様性を次世代に引き継いでいくための施策を推進する。

重点事項

- 野生鳥獣の適切な管理 101,440千円
野生鳥獣による農作物等被害が拡大していることから、県では特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理を行っているニホンザル・ニホンジカ及び特に大きな被害を与えていたイノシシについて、生息状況や生態等の調査を実施し対策に活用するとともに、市町村が行う捕獲事業に対し助成する。
また、わな猟免許を取得する際の経費を市町村と協調して補助する。
- 千葉県射撃場（ライフル静的射撃場）防音改修工事の実施 220,000千円
安全な有害鳥獣捕獲に資するようライフル静的射撃場の再開に向けて、射撃音の負担を軽減するための防音改修工事を行う。
- 特定外来生物対策の推進 40,900千円
海外から持ち込まれた特定外来生物のうち、生態系等に影響を及ぼしており、緊急に対策が必要なアカゲザル、アライグマ、キヨン及びカミツキガメについて、市町村等と連携し防除を行う。
- 生物多様性保全施策の推進 16,900千円
豊かな生物多様性を次世代に引き継ぐため、生物多様性センターを中心に、希少な野生生物の保護、生物多様性に係る地域の取組の促進、普及啓発、企業との連携、基礎情報の収集・提供、専門的・科学的な指導・助言等を行う。
- 自然公園施設の再整備 72,712千円
自然公園の利用促進を図るため、多くの人々が豊かな自然とふれあえる野外活動の場として整備した自然公園施設（休憩所・公衆便所・遊歩道等）について、安全で快適な利用ができるよう必要な改修等を行う。

1. 自然環境保全事業

- (1) 自然環境保全地域等の指定及び保全 12,440千円
優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、県自然環境保全条例に基づき、28の地域を自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定しており、その面積は約2,000ヘクタールで県土の約0.4%である。
自然環境保全地域等内における各種開発行為の規制（知事の許可、届出）を適切に実施するとともに、自然保護指導員による監視・指導等を行うことにより、貴重な自然環境等を保全する。

| | |
|--|----------|
| (2) 大福山自然歩道整備事業 | 48,600千円 |
| 県民が良好な自然環境において環境学習等を行える場を提供するため、自然歩道等を整備する。 | |
| (3) 自然環境保全協定及び工場等緑化協定 | |
| 宅地造成、ゴルフ場建設等に際し、良好な自然環境を保全するため、自然環境保全協定を締結する。 また、1ヘクタール以上の工場用地等を対象に緑化及び緑地保全を推進し、公害や災害を防止し生活環境を維持するため、緑化協定を締結する。 | |
| (4) 三番瀬の自然環境調査等 | 20,000千円 |
| 三番瀬の自然環境の変動等を把握するため、三番瀬の生物とそれを取り巻く自然環境に関する調査を実施する。 また、ラムサール条約登録（その前提となる国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定）について、関係者の理解の促進に努める。 | |
| (5) 行徳湿地の保全 | 6,694千円 |
| 三番瀬の後背湿地としての機能を有する行徳湿地について、水路の機能管理やアシ類の刈り取りなどの維持管理を行う。 | |

2. 自然公園事業

本県には、2つの国定公園（南房総、水郷筑波）と8つの県立自然公園（笠森鶴舞、印旛手賀、九十九里、大利根、嶺岡山系、高宕山、養老渓谷奥清澄、富山）があり、その面積は約2万8千ヘクタールで県土の約5.5パーセントである。

この自然公園の貴重な自然環境を保護するとともに、適正な利用を促進するため次の事業を行う。

| | |
|---|----------|
| (1) 自然公園内の規制 | 2,500千円 |
| 自然公園内における各種開発行為の規制（知事の許可・届出）を適切に実施する。 | |
| また、県立九十九里自然公園海浜部の貴重な動植物を保全するため、車両乗り入れ規制を継続し、その周知を図るため啓発や標識の整備等を行う。 | |
| (2) 自然公園施設等の管理運営 | |
| 自然公園施設等について、大房岬・白子・片貝の集団施設地区、勝浦海中公園、いすみ環境と文化のさとセンター、飯岡刑部岬展望館は指定管理者制度により、館山集団施設地区は地元市等への管理運営委託により、適切に管理し、幅広い利用を促進する。 | 70,000千円 |
| (3) 自然歩道管理事業 | 15,246千円 |
| 首都圏自然歩道について、安全で快適に利用できるよう老朽化した標識等の再整備を行う。 | |

3. 野生鳥獣保護及び狩猟等の適正化事業

| | |
|--|----------|
| (1) 野生鳥獣保護事業 | 51,814千円 |
| 鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等の指定や整備、行徳鳥獣保護区の維持管理、ヤマドリの生息数回復のための放鳥などを行う。 | |
| また、傷病野生鳥獣の救護等の支援を行うとともに、愛鳥週間の諸行事を通して鳥獣保護思想の普及啓発を図る。 | |
| (2) 狩猟免許及び適正指導取締事業 | |
| 狩猟制度を適正に維持するため、狩猟免許試験の実施や狩猟者登録事務を行う。 | 30,975千円 |
| また、狩猟事故や密猟等を防止するため、講習会等を通じて狩猟者の資質の向上を図るとともに、鳥獣保護員や関係機関と連携し、安全対策や指導・取締りを実施する。 | |

資源循環推進課

資源循環型社会づくりの推進に向け、県民・事業者等と連携・協働した3Rの実践的な取組やバイオマスの利活用の推進に向けた各種施策の展開を図り、併せて、廃棄物を排出する事業者への適正処理及び減量化・再資源化の指導などにより、廃棄物の適正処理を推進する。

重点事項

○ 指定廃棄物対策事業

170,224千円

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の影響により発生した1キログラム当たり8千ベクレルを超える濃度の放射性物質を含むごみ焼却灰について、県北西部の4市1組合からの県による一時保管場所の確保要望を受けて、手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場の用地の一部を使用して一時保管を行っている。一時保管にあたっては、引き続き24時間体制の管理、空間放射線量の定期的な測定・公表等を行うなど、安全確保に万全を期していく。

○ 3R推進事業

2,577千円

ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を図る3Rの一層の推進に向け、積極的な啓発・情報発信を図るとともに、県民・事業者・関係団体等を対象としたシンポジウムを開催する。

また、資源循環型ライフスタイル「ちばエコスタイル」への転換を促進するため、「ちばレジ袋削減エコスタイル」及び「ちば食べきりエコスタイル」に加え、身近な3Rの取組事例をホームページ等で紹介するとともに、取組が進んでいない現状にあるリユースに係る情報を収集・提供し、実践を促す。

○ バイオマス活用推進事業

5,284千円

県バイオマス活用推進計画に基づき、本県の地域特性を生かし、食品残さの飼料化、林地残材等の利用拡大の推進に取り組むとともに、関係者連携へのコーディネート、県民・事業者への普及啓発等を行うことにより、バイオマスの活用を促進する。

(1) 一般廃棄物対策事業

3,361千円

一般廃棄物処理施設は、人口の増加及び施設の老朽化等により、今後の対応を検討する必要に迫られているが、用地の取得難、高度な環境保全対策による建設費の増大、また施設周辺住民の理解が得にくいなどの問題があることから、市町村に対する、長期的な観点に立った一般廃棄物処理施設整備計画策定に係る助言を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、主としてごみ焼却施設及び最終処分場を対象に、立入検査を行うなど、適正な維持管理の徹底を指導・助言する。

(2) 産業廃棄物対策事業 12,340千円

ア 産業廃棄物減量化・再資源化促進事業

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する適切な指導や中小企業向けの相談支援を行うことにより、廃棄物の適正処理及び減量化・再資源化を図る。

また、先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会等を実施する。

イ 廃棄物処理計画策定事業

廃棄物処理計画は、廃棄物の減量化の促進や適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づき策定する法定計画であり、現在、第8次廃棄物処理計画（23年度～27年度）に基づき資源循環型社会の構築に向けた取組を行っている。26年度は、第9次廃棄物処理計画（28年度～32年度）を策定するため、基礎情報の収集を実施するとともに、現計画に基づく事業の進捗状況を的確に管理し、その結果を次期処理計画に反映する。

(3) 一般廃棄物削減対策事業 159千円

一般廃棄物排出量の約3割を占める事業系一般廃棄物について、県内市町村の排出・処理状況や削減対策への取組の実態を把握し、より効果的な一般廃棄物削減対策を検討する。

(4) 海岸漂着物対策推進事業 23,520千円

千葉県海岸漂着物対策地域計画に基づき、重点区域5箇所における海岸漂着物の回収・処理や発生抑制に係る普及・啓発等の総合的な海岸漂着物対策を行う。

廃棄物指導課

廃棄物処理法や県の残土条例などに基づき、廃棄物処理施設や処分業、特定事業等の許可事務を行うとともに、同法令等が適正に運用されるよう、事業者等に対する指導を行う。

さらに、不適正処理や不法投棄に対する監視指導を行う。

また、ヤードの適正化を図るための条例の制定を契機として、県内すべてのヤードに立入検査を実施するなど、「不法ヤード」対策を推進する。

重点事項

- | | |
|---|-----------|
| ○ 産業廃棄物処理業者の許可・指導 | 38,836千円 |
| 産業廃棄物処理施設の設置、収集運搬及び処分（中間処理及び最終処分）を業として行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行う。 | |
| ○ 産業廃棄物不法投棄防止対策事業 | 106,617千円 |
| 産業廃棄物の不法投棄等の根絶を目指し、県のみならず、市町村、警察、地域住民の連携により、機動的かつ広域的な監視体制を整える。 | |
| ○ 産業廃棄物不適正処理箇所支障除去事業 | 102,058千円 |
| 産業廃棄物の不適正処理により、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合に、必要な限度において、行政代執行による支障除去を行う。 | |
| ○ 残土条例による残土の適正処理の推進 | 1,264千円 |
| 残土条例の適正な運用を目指し、許可申請等に対し適正な審査を行う。 | |
| ○ 不法ヤード対策事業 | 5,000千円 |
| ヤードの適正化を図るための条例の制定を契機として、県内すべてのヤードに対して立入検査を実施し、ヤードの適正化を図る。 | |

1. 産業廃棄物対策事業

(1) 産業廃棄物排出事業者の指導

産業廃棄物排出事業者に対する立入検査等により産業廃棄物の適正管理・処理の徹底を指導するとともに、産業廃棄物排出量の抑制や減量化・再資源化の計画的な推進を指導する。さらに、マニフェスト交付等状況報告書等により、産業廃棄物処理の実態を把握するとともに、電子マニフェストの普及を図るなど、産業廃棄物の適正処理を推進する。

また、各種団体と連携し、産業廃棄物の適正処理・排出抑制等について排出事業者への周知徹底を図る。

その他、PCB廃棄物適正処理の推進のため、県内のPCB廃棄物の保管状況の把握や保管事業者への指導等のほか、PCB廃棄物処理基金への助成により中小企業者等への支援を行う。

(2) 産業廃棄物処理業者指導

産業廃棄物処理施設の設置及び処分業を行おうとする者の許可申請等について、法令等に基づき適正な審査を行うとともに、産業廃棄物処理業者に対する立入検査等により産業廃棄物の処理状況の把握、分析等を行い、適正処理の指導を行う。

また、事業者に対して、廃棄物処理法の改定や運用等、必要な知識を習得させるため、講習会を開催する。

(3) 産業廃棄物不適正処理の防止及び監視指導

24時間・365日体制による監視を行い、新たな不法投棄の防止に努めるとともに、不適正処理の行為者等に対し、不法投棄物等の撤去や適正な処理について指導する。また、特に悪質な場合には警察とも連携を図りながら、改善命令や措置命令、告発等を行う。

(4) 県外産業廃棄物の適正処理及び抑制指導

県外産業廃棄物の流入に伴う不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、県内産業廃棄物の最終処分場の確保と延命化を図るため、県外の排出事業者等に対する指導を行う。

2. 一般廃棄物対策事業

(1) 一般廃棄物処理施設設置者の指導

民間事業者による一般廃棄物処理施設の設置に対して、法令や指導要綱により、適正処理の徹底を図る。

3. 残土対策事業

残土の適正な埋立てが行われるよう、県残土条例に基づき、許可申請等に対し審査を行うとともに、定期検査や様々な報告等を踏まえ、特定事業者に対し適切な指導を行う。

さらに、市町村等との連携や密接な情報交換により、無許可等不適正な残土埋立ての防止を図るとともに、廃棄物や汚染土砂等の搬入を防ぐ。

4. 自動車リサイクル推進事業

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の解体業等の登録・許可について適正な審査を行う。

また立入検査等により適正な事業者指導を行い、使用済自動車の不法投棄等を未然に防止するとともに円滑なリサイクルの推進を図る。

5. 不法ヤード対策の推進

県内に所在するヤード(事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設)の設置数は全国的に見ても突出して多い状況であり、この中には、各種法令に違反して設置されているヤード(いわゆる不法ヤード)が存在する。不法ヤードは、土壤や地下水の汚染など生活環境への悪影響が懸念されるばかりでなく、自動車盗等の犯罪の温床になっている。

そこで、不法ヤードの解消に向けヤードの適正化を図るための条例を制定し、県内のすべてのヤードに立入検査を実施する。

生活安全課

- 1 誰もが安全で安心して暮らせる『交通安全県ちば』の確立を目指すため、県、市町村、関係機関・団体等が連携・協働し、県民一人ひとりの主体的な取組による交通安全活動を展開する。
- 2 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例に基づき、県民の生活の安全を確保するため、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の起こりにくい安全で安心なまちづくりを促進する。
- 3 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例、特定商取引に関する法律、貸金業法等に基づき、消費者の権利の擁護及び消費生活の安定・向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための消費者教育・啓発、消費生活相談、消費者への情報提供等を実施する。

重点事項

- **交通安全県民運動** 14,292千円
安全で安心して暮らせる交通社会の実現を基本理念とし、県民一人ひとりに交通安全思想・交通道徳を普及徹底させ、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、「交通安全県ちば」の確立を目指す。このために、県、市町村、関係機関・団体等との連携・協働のもと、県民総ぐるみの交通安全活動を展開する。
- (1) **期間を定めて行う運動**
- ア 春の全国交通安全運動（平成26年4月6日～4月15日）
イ 夏の交通安全運動（平成26年7月20日～7月31日）
ウ 秋の全国交通安全運動（平成26年9月21日～9月30日）
エ 冬の交通安全運動（平成26年12月10日～12月31日）
- (2) **日を定めて行う運動**
- ア 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日）
イ 「交通安全の日」アクション10運動（交通安全の日：毎月10日）
ウ 自転車安全利用の推進運動（自転車安全の日：毎月15日）
エ 違法駐車等追放運動（クリーンロードの日：毎月20日）
- **自転車交通安全教育事業** 3,424千円
自転車利用のルールの徹底とマナーの向上を図り、自転車事故を防止するため、幼児から社会人まで、心身の発達段階や年代等に応じた自転車交通安全教育を実施する。
- **市町村防犯対策設備設置補助事業** 40,000千円
ひったくり、自動車盗や車上ねらいを防止するため、市町村が実施する防犯カメラの設置事業に対し助成を行う。
- **ひったくりや振り込め詐欺被害防止のための広報・啓発事業** 12,330千円
多発しているひったくり、振り込め詐欺の防止対策として、知事出演ビデオCMを作成し、テレビやラジオなどのメディアを活用し、県民の防犯意識を高めるための広報・啓発を行う。

○ 千葉県消費生活基本計画の推進

「千葉県消費生活基本計画」（平成26年4月改定）に基づき、消費者行政推進体制を整備し、各施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

○ 消費者行政活性化基金事業

238,000千円

「千葉県消費者行政活性化基金」を活用し、県内消費生活相談体制の充実・強化や消費者の未然に防止するための事業を推進する。

○ 消費者教育、啓発の推進

5,340千円

高齢者や若年層等の被害を未然に防止するため、消費者教育、啓発を推進する。

○ 事業者指導の推進

4,915千円

特定商取引法、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例等に基づき、悪質事業者指導及び処分を行うとともに、「五都県悪質事業者対策会議」等を通じ、近隣都県と連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。

また、景品表示法等に基づき、不当表示等に関する調査及び事業者指導を推進する。

1. 交通安全対策企画調整費

(1) 共同現地診断

129千円

交通事故多発箇所を対象に、県、県警、道路管理者（国、県、市町村等）、交通安全関係機関・団体等が共同で道路交通環境面について事故の要因及び対策案を調査検討し、改善策を立案するとともに、対策の実施を関係機関に要請し、交通事故の防止に努める。

2. 交通安全民間団体育成事業

(1) 千葉県交通安全母の会連合会活動促進事業

964千円

「交通安全は家庭から」を基本理念に、家庭内の交通安全教育や地域における活動を実践する「市町村交通安全母の会」の連合体である「千葉県交通安全母の会連合会」の研修活動や全県啓発活動等を支援する。

3. 交通安全県民運動推進事業

(1) 地域で守る高齢者交通安全対策事業

756千円

地域における高齢者の交通事故防止対策として、モデル市を選出し、夜間の視認性が高い腕章型LEDバンドを装着してもらうことにより、運転者に存在を示すことで夜間の高齢者の交通事故防止を図る。また、その効果を検証し、全県下に効果的な活用方法等の普及啓発を図る。

(2) 飲酒運転根絶環境づくり事業

1,456千円

県内2地域を飲酒運転根絶モデル地区に指定し、飲食店等が先導的に行う飲酒運転根絶の環境づくりへの支援を行うことにより、飲酒運転根絶を目指す。

(3) 交通安全県民大会

301千円

交通安全に関し功労のあった個人・団体を表彰するとともに、県民が交通事故による被害の深刻さと重大さを認識し、交通事故撲滅の決意を新たにすること目的に開催する。

4. 交通安全教育推進事業

- (1) 交通安全推進隊育成支援事業 2,935 千円
県民参加による「交通安全県ちば」の確立を目指し、交通安全に关心と意欲を持つボランティアである交通安全推進隊の地域での交通安全活動を支援する。
- (2) 交通安全ライブラリー 792 千円
交通事故防止を図るために、県民各層を対象とした交通安全教育が不可欠であるため、幼児、小・中学生、高校生、一般、高齢者等各層を対象としたライブラリー（交通安全教育用ビデオテープ、DVD）を備え、教育機関、企業、市町村等に教材として貸し出す。
- (3) 参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修 501 千円
地域のリーダーとなる高齢者を対象に、教習所において、交通事故発生時の危険な状況等の体験、交通安全の学習に必要な手法の研修を実施して、高齢者交通安全リーダーを育成する。また、研修の修了者による情報提供ネットワークを活用することで、高齢者の交通安全活動を支援する。
- (4) 幼児交通安全教育推進事業 523 千円
幼児を悲惨な交通事故から守るということだけでなく、将来的に複雑な車社会に対応して安全に行動できる社会人を育成するため、幼児の交通安全教育指導員の育成を図るとともに、幼児期に交通安全教育を推進する「幼児交通安全クラブ（ベコちゃんクラブ）」の育成を図る。

5. 交通事故被害者対策費

- (1) 交通事故相談所 48,849 千円
交通事故被害者等の救済対策として交通事故相談所を県内 3箇所（本庁、東葛飾地域振興事務所、安房地域振興事務所）に設置し、専任の交通事故相談員及び臨床心理士による交通事故相談業務と心のケアに関する相談業務を実施する。
ア 交通事故相談所本所（相談員 5名、臨床心理士 1名）
イ ハ 東葛飾支所（相談員 3名）
ウ ハ 安房支所（相談員 2名）

6. 生活安全推進事業

- (1) 地域の防犯力アップ補助事業 1,175 千円
犯罪のない、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、防犯パトロール用資機材の整備など、市町村が行う自主防犯団体への支援に対して助成する。
- (2) 防犯ボランティア活動促進事業 2,255 千円
自主防犯団体が高齢化しつつあるため、地域の核となる防犯リーダーや防犯団体を育成するとともに、学生等の次世代を担う防犯ボランティアの育成、若者による防犯パトロール隊の結成を促進します。
- (3) 自主防犯意識の醸成促進事業 3,985 千円
犯罪の被害者となりやすい女性や高齢者に重点を置いた広報啓発や、安全安心まちづくり旬間イベントとして防犯パトロール隊出動式等を行い、県民の防犯意識の高揚を図る。
- (4) 安全で安心なまちづくり推進事業 472 千円
千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会を開催し、各団体の持つネットワークの力を活用して、安全で安心なまちづくりを県内全域で推進するとともに、地域住民、市町村、警察等関係機関と合同による現地防犯診断を行い、地域の安全情報を共有し、防犯診断のノウハウを普及する。

| | |
|--|---------|
| (5) 被害者等支援活動の促進事業 | 2,432千円 |
| 県警・関係機関・被害者支援団体等との連携を図りながら、犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するため、犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催や相談窓口掲載パンフレット等の充実を図るとともに被害者支援の担当課・相談窓口の設置を市町村窓口担当職員研修等により推進する。 | |

7. 消費者行政推進事業

| | |
|--|-----------|
| (1) 消費者行政推進事業 | |
| ア 県消費者行政推進事業 | 4,851千円 |
| 「千葉県消費生活基本計画」に基づき、各種施策の推進を図るとともに、消費者安全法に基づく消費者事故情報等の集約を行う。また、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施などに関する重要事項について審議する「千葉県消費者行政審議会」を開催する。 | |
| イ 消費者センターの運営 | 60,193千円 |
| 消費者の利益の擁護、権利の保護を図るため、消費者行政の総合的な窓口として、消費生活に関する相談業務等を行う。 | |
| ウ 消費者教育啓発 | 5,340千円 |
| 消費者教育の推進及び消費者被害防止のための研修や啓発等を行う。 | |
| エ 金融広報事業 | 234千円 |
| 講演会・刊行物の配布等を行うことにより金融情報の提供や生活設計の普及を図る。 | |
| オ 多重債務問題対策強化事業 | 593千円 |
| 「千葉県多重債務問題対策本部」を中心として相談窓口の周知や無料相談会を開催する。 | |
| (2) 消費者行政活性化基金事業 | 238,000千円 |
| 「千葉県消費者行政活性化基金」を活用し、県内消費生活相談体制の充実・強化や消費者問題解決力の高い地域社会づくりのための事業を推進する。 | |
| (3) 消費生活協同組合育成事業 | 627千円 |
| 消費者利益の保護を図るため、県内で活動している生活協同組合への立入検査を実施し、法令に準拠した適正な生協運営を図るよう指導する。 | |
| (4) 貸金業指導事業 | 6,248千円 |
| 県内にのみ営業所等を置いて貸金業を営もうとする者の知事登録等を行うとともに、苦情・相談等の情報に基づき、法令に違反又は違反していると思われる業者に対して指導及び処分を行う。 | |
| また、ヤミ金を含む消費者金融について、債務者等からの相談等に適切な助言等を行う。 | |

8. 暴力団排除推進事業

| | |
|--|-------|
| (1) 暴力団排除推進事業 | 295千円 |
| 千葉県暴力団排除条例に基づき、県、市町村、県民、事業者、関係機関・団体の連携協力の下、官民一体となって暴力団排除を推進していくため、県の事務事業からの暴力団排除、市町村等への支援や連携の調整、千葉県暴力団排除推進会議の円滑な運営などを行う。 | |

県民生活・文化課

- 1 県民の文化活動に対する幅広い支援や地域文化の創造など、総合的な文化行政の展開を図る。
- 2 市民活動団体による活動やボランティア活動など県民による自発的な社会貢献活動である「県民活動」を推進し、県民自身による地域の様々な課題の解決を促進する。
- 3 市民活動団体と地域の様々な主体が出会い、連携・協力し合うきっかけづくりや機会を提供するとともに、市民活動団体、地縁組織、学校、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。
- 4 次代を担う青少年を健全に育成できるよう、青少年健全育成条例や青少年総合プランに基づき、青少年相談員及び青少年補導員、(公財)千葉県青少年協会等に対する支援や、有害環境対策や非行防止活動に係る啓発等を行い、明るく健全な環境づくりを推進する。また、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の支援を行う。

重点事項

- 千葉・県民芸術祭 4,250千円
県域で活躍する分野別芸術文化団体等による絵画や詩、俳句、川柳、写真などを中心とした公募展や合唱、吹奏楽、日本舞踊、バレエ、演劇などの公演を開催し、県民に日頃の文化活動の成果を発表する場と質の高い舞台芸術等を鑑賞する機会を提供する。
また、芸術文化団体等の代表による実行委員会を組織し、他分野にわたる合同企画や新たな団体との共同企画による中央行事を開催する。
- ボランティア活動支援体制整備事業 6,986千円
「誰もがあたりまえのように県民活動に参加し、地域のみんなで創る支え合いと活力ある千葉県」を実現するため、県民活動の入り口である県民のボランティア活動への参加を促進する事業を支援する。さらに、ボランティア活動をきめ細やかにサポートするため、「県民活動情報オフィス」を運営する。
- 「県民の日」事業 46,000千円
県民が千葉の魅力を再発見し、郷土愛を育み、千葉アイデンティティーを醸成する機会とするため、「県民の日」を記念する行事を県内各地で実施する。また、平成26年は「県民の日」制定30周年を迎える節目の年であることから、これまでの中央行事を拡大・発展させ、「特別イベント」として県民参加型のイベントを新たに実施する。
- 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業） 5,025千円
青少年が携帯電話・パソコンによりインターネットを利用することにより、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、青少年の利用頻度が高いサイトを監視し、ネットいじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るとともに、学校等に出向きインターネットの適切な利用についての講演を実施し、インターネットの安心利用について啓発を図る。

1. 文化行政推進事業

- | | |
|---|----------|
| (1) 千葉・県民芸術祭（再掲） | 4,250千円 |
| (2) 若者の文化芸術活動育成支援事業 | 560千円 |
| 若者による自由で創造的なアマチュアの文化芸術活動に対し補助する。 | |
| (3) 伝統芸能継承者育成事業 | 1,800千円 |
| 小中高生を対象に伝統芸能への関心を促し、将来に向けての保存継承を図るため、参加体験と活動の成果発表を併せた事業を行う団体の活動を支援する。 | |
| (4) 県民芸術劇場公演事業 | 18,981千円 |
| 県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉の公演を県内各地で行う。 | |
| (5) 学校における芸術鑑賞事業 | 26,634千円 |
| 次代の文化を担う児童・生徒を対象として、質の高い演奏に触れる機会を提供するため、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉による巡回公演を実施する。 | |
| (6) プロに学ぼう「器楽クリニック」 | 2,057千円 |
| 小・中学生を対象に、洋楽・邦楽のプロの演奏者を派遣して楽器演奏等の指導を行う。 | |
| (7) 千葉県少年少女オーケストラ育成事業 | 34,602千円 |
| (公財)千葉県文化振興財団の行う少年少女オーケストラ育成事業に対し補助することにより、次代を担う少年少女の音楽文化の向上とオーケストラ活動の普及を図る。 | |
| (8) (公財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉運営費補助 | 22,139千円 |
| 県内唯一のプロ・オーケストラであるニューフィルハーモニーオーケストラ千葉に対し、運営費の一部を補助することにより、県民に親しまれるオーケストラとして定着させるとともに、本県の音楽文化の振興に資する。 | |
| (9) 文化資源活用啓発事業 | 258千円 |
| 地域に潜在する「文化資源」を掘り起こし活用されることにより、地域の活性化を促すため、啓発事業を開催する。 | |
| (10) 「ちば文化交流ボックス」からの情報提供 | |
| 県ホームページに「ちば文化交流ボックス」を設け、ちばの文化情報を紹介するとともに、文化ボランティア活動を結びつける手助けをする。 | |
| (11) ちば文化振興計画の推進 | 88千円 |
| ちば文化振興懇談会(仮称)を開催し、次期「ちば文化振興計画」の策定に向けて、意見を得る。 | |

2. 県民活動環境整備事業

- | | |
|--|---------|
| (1) 千葉県県民活動施策の推進 | 1,288千円 |
| 県民活動の推進に当たり、専門的な見地から幅広く意見等を得ながら、次期千葉県県民活動推進計画の策定を進めるため、千葉県県民活動推進懇談会を設置し意見交換・意見聴取を行う。 | |
| (2) 地域の様々な主体の連携促進 | 974千円 |
| 様々な主体の連携に関する理解を深められる機会や情報を提供することにより、連携促進を図る。 | |
| また、市民活動団体と様々な主体が連携して、地域社会の課題解決に取り組む先駆的な連携事例を | |

表彰することにより、連携による地域づくりの促進を図る。

- (3) **市町村及び県の協働推進事業** 449千円
市町村と市民活動団体からの協働への相談に対し、専門家の派遣等を行うほか、市町村と県の職員が協働や施策づくりについて共同で学ぶ研修会を開催する。
- (4) **地域コミュニティ活性化支援事業** 5,545千円
地縁団体と行政が市民活動団体など地域の多様な主体とともに、希薄化した地域コミュニティの再生や、新たな地域コミュニティの仕組みづくりを行う取組に対して支援を行う。
- (5) **市町村・市民活動支援組織との連携** 921千円
県内の県民活動の推進を図るため、市町村との連携を図るとともに、行政組織や県内の市民活動支援組織等の関係者を構成員とするネットワークを組織し、県民活動の輪が県内全体に広がっていくことを目的に研修会や会議を開催する。
- (6) **市民活動団体マネジメント事業** 809千円
活動開始後日の浅い団体と活動経験のある団体、それぞれを対象として講座等を実施し、安定的、継続的な活動の継続を図る。

3. 県民活動普及啓発事業

- (1) **ボランティア活動支援体制整備事業（再掲）** 6,986千円
- (2) **県民活動広報事業** 5,688千円
ホームページ「N P O ・ ボランティア情報ネット」やニュースレター、メールマガジンなど各種広報媒体を活用して、市民活動団体の運営環境向上やボランティア団体の活動への参加促進に役立つ情報を発信する。
また、県民活動への理解を深めるため「ちば県民活動P R月間」を設け、関係団体が協力しJ R駅等でのP R活動や「ちば県民活動フェスティバル」の開催など普及啓発活動を実施する。
- (3) **特定非営利活動法人認証等事務事業** 286千円
関係会議への出席や有識者との意見交換を通じ、法人認証・認定・監督等のN P O法関連業務を円滑に実施するとともに、県民からの相談や制度改正等によって生じる法的諸問題に対する対応力を高める。

4. 「県民の日」事業

- (1) 「県民の日」事業（再掲） 46,000千円

5. 県立文化会館運営事業

- (1) **県立文化会館の管理運営事業** 584,410千円
本県の文化拠点である千葉県立文化会館4館の管理運営を指定管理者に行わせることにより、千葉県文化の振興を図る。
- (2) **県立文化会館整備事業** 37,401千円
県立文化会館4館について、会館施設の適切な修繕等により施設の維持保全を図る。

6. 青少年健全育成事業

(1) 心身ともに健やかな青少年の育成

ア 青少年総合対策本部事業

1,224千円

青少年問題対策について総合的な企画・調整を図り、効果的に広報啓発事業等を推進するため、青少年総合対策本部を運営する。

イ 千葉県青少年総合プラン推進事業

458千円

青少年施策を総合的かつ効果的に実施するため、青少年総合対策本部及び青少年問題協議会と相互に連携し、平成25年度実施事業の評価を踏まえ「千葉県青少年総合プラン」を着実に推進する。

ウ 青少年相談員設置事業

24,262千円

青少年を地域で守り育てるという理念のもと、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通しての生活指導を行っている青少年相談員（定数 4,293人）の活動費に対して助成する。

エ 青少年協会助成事業（青少年育成千葉県民会議推進事業）

40,597千円

青少年育成県民会議事業の推進母体である（公財）千葉県青少年協会が青少年の健全育成を目的として実施する事業に対し助成する。

オ 青少年女性会館運営事業

32,032千円

平成24年度から26年度の3年間について、（公財）千葉県青少年協会を指定管理者に指定し、施設の管理運営を委託する。また、老朽化した設備の改修を行う。

(2) 明るく健全な環境づくりの推進

ア 青少年の社会環境づくり事業

766千円

「千葉県青少年健全育成条例」の実効性を確保するため、携帯電話販売店・書店・カラオケボックス・ネットカフェ等への立入調査を行うなど業者への指導を徹底し、青少年の健全育成を推進する。

イ 青少年非行防止対策事業

714千円

新中学1年生の保護者及び新高校1年生全員に配布する非行防止リーフレットを作成するなど、非行防止対策の推進を図る。

ウ 青少年補導センター事業

4,788千円

青少年の非行を未然に防ぐため、街頭補導活動や相談活動などを行っている青少年補導センターの設置市に対して、運営費の一部を助成する。

エ 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール事業）（再掲）

5,025千円

(3) 子ども・若者育成支援推進事業

13,260千円

ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者に対し、総合的な支援を展開するため、「千葉県子ども・若者支援協議会」の開催や、専門の相談員による必要な情報の提供や助言、適切な支援機関の紹介を行う総合相談窓口として、「千葉子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を運営する。

参考資料

(1) 「新 輝け！ちば元気プラン」（千葉県総合計画）の概要（環境生活部関連部分）

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 基本構想編

千葉県を取り巻く時代背景と課題を、「人口減少、少子高齢化」「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」「経済・社会のグローバル化」「安全・安心・治安」「環境保全・持続可能性」「地方自治」「ＩＣＴ（情報通信技術）の進展」「広域道路ネットワークの形成や2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた地域振興」という8つの視点から整理しました。

その上で、「くらし満足度日本一」を基本理念に掲げ、10年後（平成31年度）の千葉県の目指す姿と進むべき方向性を、「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設けて具体的に明らかにしました。

2 実施計画編

3つの基本目標を達成するため、平成25年度（2013年度）から、平成28年度（2016年度）までの4年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

第2章 千葉県が目指す姿（基本構想編）

1 時代背景と課題（抜粋）

○安全・安心・治安

《防犯対策の推進》

県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。さらに、効果的に犯罪を抑止するためには、地域防犯力をアップさせることと、凶悪・悪質化する犯罪を見逃さず逮捕・検挙することが同時に必要となります。

《交通安全対策の推進》

交通安全対策として、通学路の歩道整備や交差点改良、見やすい標識の設置など、交通事故の起こりにくい環境を整備することはもちろん、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、実践する交通安全教育が不可欠です。

《消費者の安全・安心の確保》

消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、相談窓口の整備や悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。

○環境保全・持続可能性

《地球温暖化に対する取組》

二酸化炭素の排出を低く抑えた「低炭素社会」を構築するために、県民や事業者が具体的にできることを考え、行動し、ライフスタイルや社会経済システムを変えていかなくてはなりません。

《資源循環型社会の確立》

今後、持続可能な発展を遂げていくためには、大量廃棄型社会から脱却するとともに、資源循環型社会の構築を目指していくことが必要です。このため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の

いわゆる「3 R」を推進するとともに、それでも発生する廃棄物については、適正に処理していくかなくてはなりません。

《産業廃棄物の不法投棄の防止》

平成23年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成11年度）の約20分の1まで減少しましたが、依然、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶ちません。また、今後は、高度経済成長期の建造物の建て替えなどによる廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。このため、県民・事業者・市町村などの連携を更に強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

《良好な大気・水環境の保全》

きれいな空気と水に囲まれた千葉の実現を目指し、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を学び、実践していく必要があります。

《豊かな自然環境の保全》

本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次世代の子どもたちに引き継いでいかなくてはなりません。

《野生生物の保護と管理》

市街化の進行や、アライグマなど特定外来生物の増加などにより、生物多様性の劣化や生態系の破壊が進んでおり、絶滅のおそれのある野生生物が増加しています。また、イノシシなど野生鳥獣の増加などにより、農作物等の被害が深刻化しています。このため、野生生物の保護と管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

○地方自治

《県民等との連携・協働》

地域が持続的に発展していくためには、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村などの多様な主体と県とがこれまで以上に連携・協働することが求められており、そのための環境整備が必要です。

2 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「くらし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

3 目指す姿（基本目標）

10年後（平成31年度）の千葉県の具体的な姿を示すとともに、その目標を設け、本県が進むべき方向を明らかにします。

I 「安全で豊かなくらしの実現」

○ 治安が行き届き、安全で安心して暮らせる地域社会

- ・ 県民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政や地域が一体となって犯罪のない地域社会を目指す本県の取組が、全国モデルになっている。
- ・ 県民一人ひとりに「交通事故は絶対に起こさない・遭わない」という意識が浸透し、また、歩道整備や交差点改良、標識の設置などが進み、子どもからお年寄りまでが交通事故を心配しない

で街を歩いている。

- ・ 消費生活に関する情報が十分に提供され、身近に相談できる窓口が整い、消費者が、安全で安心できる商品やサービスを選択できる体制が整っている。
- ・ 県内で流通する食品に関して、正確な情報が提供されるなど、消費者と生産者・事業者との信頼関係を築くための体制が構築されている。

○ 心豊かに元気に暮らせる地域社会

- ・ 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。
- ・ 地域の人たちによって埋もれていた伝統文化が復活し、その文化が多くの人たちとの交流を生み、更に新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。
- ・ 県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人ひとりが、様々な千葉県の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。

○ 豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会

- ・ 県民・企業・行政が一丸となった低炭素化社会の実現に向けた取組が進んでいる。
- ・ 県民・企業・行政が、一体となって廃棄物の削減や再使用、リサイクルに積極的に取り組み、限りある資源をどこよりも有効に活用している。
- ・ 産業廃棄物の新たな不法投棄がゼロになっている。
- ・ 子どもから大人まで、多様な生き物のにぎわいと互いのつながりを身近に感じ、本県のすばらしい自然の恵みに支えられ暮らしている。
- ・ 本県の豊かな自然が、県内外の多くの人たちの憩いの場として、また農林水産業など経済活動の場として、しっかりと子どもたちに引き継がれている。
- ・ 青い空ときれいな空気に包まれたくらしが営まれている。
- ・ 河川・湖沼・海域の水環境が良好である。

II 「千葉の未来を担う子どもの育成」

○ 郷土を愛し自立した健康な子どもの育成

- ・ ニートや引きこもり、不登校だった子どもや若者たちが、周りの温かい支援によって、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。
- ・ 子どもや若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。

4 県づくりの方向性

○ 特性・可能性を踏まえた5つのゾーン

地域の特性を示すに当たっては、県内各地域の人々の生活に着目して、共通する特性を持つ地域や日常生活での地域間のつながりを把握した上で、地理的条件、交通網整備の状況、地域の今後の可能性等を勘案して、「特性・可能性を踏まえた5つのゾーン」を設定しました。

そして、ゾーンごとに記載した「地域の主な方向市」の中で、今後、市町村・県民・市民活動団体・企業・大学などとの連携・協働により進めていく取組を示すこととしました。

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

3つの基本目標の実現に向けて、11の政策分野、38の施策について、取組の基本方向と主な取組を記載しました。

| 大項目 (基本目標) | 中項目 (政策分野) | 小項目 (施策項目) |
|-----------------------|--------------------------|---|
| I 安全で豊かなくらしの実現 | 1 安全で豊かなくらしの実現 | ①地域防災力の向上 ②災害に強いまちづくりの推進 ③危機管理対策の推進 ④東日本大震災からの復旧・復興 |
| | 2 安全で安心して暮らせる社会づくり | ①犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築 ②交通安全県しばの確立 ③消費生活の安定と向上 |
| | 3 健康で長生きできる社会づくり | ①安心で質の高い医療サービスの提供 ②生涯を通じた健康づくりの推進 ③高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の推進 ④障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築 ⑤互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進 |
| | 4 豊かな心と体を育てる社会づくり | ①ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成 ②「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の推進 |
| | 5 みんなで守り育てる環境づくり | ①地球温暖化対策の推進 ②資源循環型社会の構築 ③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全 |
| II 子どもの未来を担う | 1 子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり | ①子どもの健やかな成長と自立 ②親への育児支援と子育てしやすい職場環境づくり ③地域による子育て支援の充実 |
| | 2 世界に通じ未来支える人づくり | ①過去の未来をつなぎ世界にはばたく人材の育成 ②千葉のポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり ③教育の原点としての家庭の教育力の向上と人づくりのための連携 ④多様化する青少年問題への取組 |
| III 経済の活性化と交流基盤の整備 | 1 千葉の輝く魅力づくり | ①光り輝く千葉の魅力を全国・海外に発信 ②国際交流の推進と海外取引・外国人誘客の促進 ③成田空港の機能拡充と空港を活用した県経済の活性化 ④東京湾アクアラインと圏央道が拓く魅力ある地域づくり ⑤千葉の「宝」を生かした観光立県の推進 |
| | 2 挑戦し続ける産業づくり | ①県経済の魅力を生み出す産業の育成と企業立地促進 ②中小企業の経営基盤強化 ③地域づくり・まちづくりと連携した地域産業の活性化 ④雇用対策の推進と産業人材の確保・育成 |
| | 3 豊かな生活を支える食と緑づくり | ①戦略的な产地強化と高収益型農林水産業への転換の促進 ②緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進 |
| | 4 活力ある県土の基盤づくり | ①交流基盤の強化 ②社会資本の充実と適正な維持管理 ③人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進 |

第4章 重点的な施策・取組の推進に当たって

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析し課題を把握する「評価」を毎年度実施します。この「評価」に基づき必要となる「改善」を次の施策展開に反映させることで、政策の推進を図ります。

なお、毎年度の進行管理を行うほか、実施計画の計画期間である4か年を経過した時点で評価結果を総括します。

【「輝け！ちば元気プラン」指標一覧(政策目標 環境生活部関連部分)】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

| 政策名等 | 項目 | 現状 | 目標 |
|------------------|---|---------------------|--------------------------|
| 安全で安心して暮らせる社会づくり | 刑法犯認知件数 | 10年連続減少 (24年) | 14年連続減少 (28年) |
| | 自主防犯団体の数 | 2,270団体 (24年) | 増加を目指します (28年) |
| | 交通事故死傷者数 | 28,733人 (24年) | 24,000人 (28年) |
| | 消費生活センター設置市町村数 | 26市 (24年度) | 全37市の設置を目指します。 (28年度) |
| 健康で長生きできる社会づくり | 地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると感じる県民の割合 | 18.8% (24年度) | 25.0% (28年度) |
| | ボランティア活動に参加したことのある人の割合 | 18.5% (24年度) | 24.0% (28年度) |
| 豊かな心と身体を育てる社会づくり | 芸術や文化に親しむ機会に満足している県民の割合 | 25.4% (24年度) | 28.0% (28年度) |
| みんなで守り育てる環境づくり | 節電に努める県民の割合 | 54.7% (24年度) | 増加を目指します (28年度) |
| | 千葉県における二酸化炭素排出量 | 75,464千t (21年度) | 減少を目指します (28年度) |
| | 一人一日当たりの一般廃棄物(ごみ)の排出量 | 976グラム (23年度) | 960グラム (28年度) |
| | 産業廃棄物の再資源化率 | 60.6% (23年度) | 61.0% (28年度) |
| | 光化学スモッグ注意報の年間発令日数 | 10日 (20~24年度の平均) | 削減を目指します (28年度) |
| | 河川・湖沼・海域の水質環境基準達成率(BOD・COD) | 68.2% (24年度) | 80.0% (28年度) |
| 世界に通じ未来支える人づくり | 市町村民会議などの青少年育成のための地域の連携体制がつくなっている市町村数 | 43市町村 (24年度) | 54市町村 (28年度) |

(2) 各種審議会等設置状況

| 名 称 | 設置年月日 | 設置の根拠 | 所掌事務（目的） | 構 成 |
|---------------------------|------------|--|---|---|
| 千葉県環境審議会 | H 6. 8. 1 | 環境基本法 自然環境保全法 | 県の環境保全（自然環境の保全を含む）に関する基本的事項のほか、各種法令等の規定に基づく事項について調査審議する。 | 県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 |
| 千葉県公害審査会 | S46. 3. 15 | 千葉県行政組織条例 | 公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あっせんを行う。 | 人格が高潔で識見の高い者 15名以内 |
| 千葉県環境影響評価委員会 | H11. 4. 30 | 千葉県行政組織条例 | 千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに關し必要と認める事項を知事に答申する。 | 学識経験者 18名 (20名以内) |
| 千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 | H 5. 2. 18 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。 | 知事 1名 公安委員会 1名 関係市町 16名 関係地方行政機関の職員 4名 関係道路管理者 3名 事業者の代表 3名 住民の代表 3名 |
| 千葉県地質環境対策審議会 | H25. 7. 9 | 千葉県地質環境対策審議会運営要綱 | 地盤沈下及び地質汚染について、効果的な対策の実施に資するため、専門的な見地から意見を述べる。 | 学識経験者 7名 (8名以内) |
| 景観等影響評価専門委員会 | H 2. 9. 1 | 千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱 | 知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。 | 学識経験者 8名 (10名以内) |
| 千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 | H25. 7. 9 | 千葉県行政組織条例 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見を具申し、並びに廃棄物処理施設に関し知事が必要と認める事項について調査審議する。 | 学識経験者 7名 |
| ちば環境学習ネットワーク会議 | H19. 10. 1 | ちば環境学習ネットワーク会議設置要綱 | 千葉県環境学習基本方針に基づき、事業実施計画案を策定するとともに、計画の進行管理、県の環境学習事業についての提言を行う。 | 有識者 1名 県民・地域団体・NPO 3名 学校 3名 事業者 3名 行政 2名 計12名 |
| 美しいふるさとづくり運動推進協議会 | S58. 5. 16 | 千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領 | 美しいふるさとづくり運動を県民運動として展開するため、全県的なアピール、県民意識の高揚及び地域活動の拡充を図る。 | 各種団体 51団体 |
| 三番瀬専門家会議 | H26. 4. 1 | 三番瀬専門家会議設置要綱 | 三番瀬再生計画（第3次事業計画）に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。 | 学識経験者 6名 (10名以内) |

| 名 称 | 設置年月日 | 設置の根拠 | 所掌事務（目的） | 構 成 |
|-------------------|-------------|--------------------------------|---|--|
| 千葉県安全安心まちづくり推進協議会 | H16. 7. 30 | 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例 | 防犯活動への取組に関する意見・情報交換を行い、犯罪の起こりにくい環境づくりの推進に資する。 | 千葉県知事 1名 議会代表者 1名 行政関係 4名 事業者団体 23名 学校教育団体 8名 被害者支援団体 10名 県民・地域団体 22名 |
| 千葉県交通安全対策会議 | S45. 10. 15 | 交通安全対策基本法 千葉県行政組織条例 | 千葉県交通安全計画を策定し、陸上交通の安全に関する施策を総合的、計画的に推進する。 | 県 10名 指定地方行政機関 7名 市町村 4名 特別委員 3名 |
| 千葉県交通安全対策推進委員会 | S46. 3. 1 | 千葉県交通安全対策推進委員会会則 | 千葉県の交通安全対策を各交通安全推進機関・団体及び県民が一体となって推進し、「交通安全県しば」の実現を図る。 | 県、県警、各交通安全推進機関・団体 240団体 |
| 千葉県消費者行政審議会 | S50. 12 | 千葉県行政組織条例 | 消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に関する重要な事項を調査審議する。 | 学識経験者 6名 消費者代表者 4名 事業者代表者 4名 計 14名 (20名以内) |
| 千葉県暴力団排除推進会議 | H26. 2. 7 | 千葉県暴力団排除条例 千葉県暴力団排除推進会議設置要綱 | 県、市町村、県民、事業者等が、相互に連携・協力して、暴力団排除を推進し、安全で安心できる県民生活の実現を図る。 | 千葉県知事 1名 議会の代表 2名 行政関係 12名 警察関係 9名 市町村関係 2名 事業者団体 3名 関係団体等 5名 |
| 千葉県県民活動推進懇談会 | H15. 3. 12 | 千葉県県民活動推進懇談会設置要綱 | 県民活動の推進に当たり、市民活動団体等、関係する各分野の立場からの意見等を行う。 | 市民活動関係者 2名 学識経験者 2名 企業関係者 2名 社会福祉協議会 2名 計 8名 (懇談会委員 10名以内) 行政 3名 (市町村委員 3名以内) |
| 千葉県青少年問題協議会 | S28. 7. 25 | 地方青少年問題協議会法 千葉県行政組織条例 | ・青少年の健全育成に関する調査審議、 関係機関相互の連絡調整を図る。 ・千葉県青少年健全育成条例第24条第1項の規定による知事の諮問事項の審議 | 学識経験者 6名 議会代表者 1名 家庭裁判所 1名 関係機関等 6名 計 14名 (15名以内) |

(注) 定数と現定数に相違がある場合は()内に定数を示した。

(3) 関係団体一覧

| 名 称 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電話番号 | 関係課 |
|------------------------|----------|----------------------------------|----------------|---------|
| (一財) 千葉県環境財団 | 260-0024 | 千葉市中央区中央港 1-11-1 | (043) 246-2078 | 環境政策課 |
| (一社) 千葉県環境保全協議会 | 260-0854 | 千葉市中央区長洲 1-15-7 (千葉県森林会館内) | (043) 224-5827 | 環境政策課 |
| (公財) 成田空港周辺地域共生財団 | 286-0033 | 成田市花崎町 750-1 | (0476) 20-1775 | 大気保全課 |
| (一社) 千葉県トラック協会 | 261-0002 | 千葉市美浜区新港 212-10 | (043) 247-1131 | 大気保全課 |
| (一社) 千葉県バス協会 | 261-0002 | 千葉市美浜区新港 212-2 (千葉県交通会館内) | (043) 246-8151 | 大気保全課 |
| (一社) 日本自動車販売協会連合会千葉県支部 | 261-0002 | 千葉市美浜区新港 207 | (043) 241-2151 | 大気保全課 |
| (一社) 千葉県自動車整備振興会 | 261-0002 | 千葉市美浜区新港 156 | (043) 241-7254 | 大気保全課 |
| (公社) 千葉県浄化槽検査センター | 260-0024 | 千葉市中央区中央港 1-11-1 | (043) 246-6283 | 水質保全課 |
| (一社) 千葉県環境保全センター | 260-0024 | 千葉市中央区中央港 1-11-1 | (043) 245-4222 | 水質保全課 |
| (公財) 印旛沼環境基金 | 285-8533 | 佐倉市宮小路町 12 (印旛郡市広域町村圏事務組合内) | (043) 485-0397 | 水質保全課 |
| (一社) 千葉県獣友会 | 260-0854 | 千葉市中央区長洲 1-15-7 森林会館内 | (043) 222-6033 | 自然保護課 |
| (一財) 千葉県勝浦海中公園センター | 299-5242 | 勝浦市吉尾 174 | (0470) 76-2955 | 自然保護課 |
| 千葉県環境衛生促進協議会 | 260-8667 | 千葉市中央区市場町 1-1 | (043) 223-2649 | 資源循環推進課 |
| (一社) 千葉県産業廃棄物協会 | 260-0031 | 千葉市中央区新千葉 2-1-7 第2石橋ビル5階 | (043) 246-9581 | 廃棄物指導課 |
| 千葉県産業廃棄物処理業協同組合 | 260-0031 | 千葉市中央区新千葉 2-1-7 第2石橋ビル5階 | (043) 248-2773 | 廃棄物指導課 |
| (公財) 千葉県交通安全協会 | 261-0025 | 千葉市美浜区浜田2-1 千葉県警察本部交通部運転免許本部内 | (043) 271-8481 | 生活安全課 |
| (一社) 千葉県安全運転管理協会 | 260-0854 | 千葉市中央区長洲1 - 22 - 3 羽田ビル3階 | (043) 227-0073 | 生活安全課 |
| (一社) 千葉県ダンプカー協会 | 292-0834 | 木更津市潮見4-18-8 三栄港ビル306 | (0438) 38-0675 | 生活安全課 |
| 千葉県交通安全母の会連合会 | 260-8667 | 千葉市中央区市場町1 - 1 県庁生活安全課内 | (043) 223-2263 | 生活安全課 |
| (公社) 千葉犯罪被害者支援センター | 260-0854 | 千葉市中央区長洲1-3-1 パークコート100 206号 | (043) 225-5451 | 生活安全課 |

| 名 称 | 郵便番号 | 所 在 地 | 電話番号 | 関係課 |
|---------------------------|----------|----------------------------------|----------------|----------|
| 千葉県生活協同組合連合会 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-13-10 | (043) 224-7753 | 生活安全課 |
| 日本貸金業協会千葉県支部 | 260-0045 | 千葉市中央区弁天1-2-8 大野ビル7階 | (043) 284-4100 | 生活安全課 |
| (公財) 日本クレジットカウンセリング協会 | 160-0022 | 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル4階 | (03) 3226-0140 | 生活安全課 |
| (公財) あしたの日本を創る協会 | 160-0013 | 東京都新宿区霞ヶ丘町7-1 日本青年館5階 | (03) 5772-7201 | 生活安全課 |
| (公財) 千葉県暴力団追放県民会議 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-13-7 | (043) 254-8930 | 生活安全課 |
| (公財) 千葉県文化振興財団 | 260-8661 | 千葉市中央区市場町11-2 | (043) 222-0077 | 県民生活・文化課 |
| (公財) ニューフィルハーモニー・オーケストラ千葉 | 260-0855 | 千葉市中央区市場町11-2 | (043) 222-4231 | 県民生活・文化課 |
| 千葉県芸術文化団体協議会 | 260-8661 | 千葉市中央区市場町11-2 (公財) 千葉県文化振興財団内 | (043) 222-0077 | 県民生活・文化課 |
| (公財) 千葉県青少年協会 | 263-0016 | 千葉市稲毛区天台6-5-2 千葉県青少年女性会館内 | (043) 287-1711 | 県民生活・文化課 |
| 千葉県青少年団体連絡協議会 | 263-0016 | 千葉市稲毛区天台6-5-2 千葉県青少年女性会館内 | (043) 251-5530 | 県民生活・文化課 |
| 千葉県青少年補導員連絡協議会 | 279-8501 | 浦安市猫実1-2-3 浦安市青少年センター内 | (047) 351-1111 | 県民生活・文化課 |
| 千葉県青少年相談員連絡協議会 | 260-8667 | 千葉市中央区市場町1-1 | (043) 223-2330 | 県民生活・文化課 |
| 「小さな親切」運動千葉県本部事務局 | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町2-1-2 千葉興業銀行お客様サービス部内 | (043) 243-2111 | 県民生活・文化課 |

(4) 環境生活部各課等の主な業務

環境生活部

- 1 自然環境の保全に関すること。
- 2 公害の防止に関すること。
- 3 廃棄物の処理に関すること。
- 4 文化の振興に関すること。
- 5 消費生活の安定及び向上、青少年の健全な育成、交通安全対策その他の県民生活の向上に関すること。

環境政策課

- 1 部内各課の連絡調整に関すること。
- 2 環境及び県民生活に関する政策の立案、調整及び評価に関すること。
- 3 地球温暖化対策に関すること。
- 4 三番瀬再生計画の策定及び推進に関すること。
- 5 環境保全に関する広報及び環境学習の推進に関すること。
- 6 環境保全に関する市町村との調整及び指導に関すること。
- 7 環境保全協定に関すること。
- 8 公害紛争処理法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律、環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例等の施行に関すること。
- 9 環境研究センターに関すること。
- 10 環境審議会（薬務課及び自然保護課において所掌するものを除く。）、公害審査会及び環境影響評価委員会に関すること。
- 11 千葉県環境財団の業務の監督等に関すること。
- 12 ちば環境再生基金に係る企画及び調整に関すること。
- 13 その他部内他課の所掌に属しない事項に関すること。

大気保全課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- 3 大気污染防治のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 4 大気污染防治に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 5 騒音、悪臭及び振動に関する調査、規制及び指導に関すること。
- 6 大気情報管理システムの総合的企画及び調整に関すること。
- 7 自動車公害の防止に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 8 自動車公害の防止に係る事業に関すること。

- 9 石綿問題に関する総合対策に係る関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 10 大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）、ダイオキシン類対策特別措置法（水質保全課において所掌するものを除く。）、石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済基金に充てるための資金の拠出に限る。）千葉県環境保全条例（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に係るものに限る。）、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例等の施行に関すること。
- 11 自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会に関すること。

水 質 保 全 課

- 1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止のために必要な調査、測定、検査等に関すること。
- 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止に関する技術研究の推進及び指導に関すること。
- 4 水質調査船の管理に関すること。
- 5 地盤沈下防止に関する調査及び指導に関すること。
- 6 湖沼水質保全計画の策定及び推進に関すること。
- 7 生活排水対策浄化槽推進事業に関すること。
- 8 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、水質汚濁防止法、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（土壤の汚染防止のための規制措置に係るものに限る。）、浄化槽法（建築指導課において所掌するものを除く。）、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（水質の汚濁及び土壤の汚染に係るものに限る。）、土壤汚染対策法、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、千葉県環境保全条例（水質及び地質の保全に係るものに限る。）等の施行に関すること。
- 9 手賀沼親水広場に関すること。

自 然 保 護 課

- 1 自然保護に関する計画の策定及び連絡調整に関すること。
- 2 自然保護の推進に関すること。
- 3 自然保護に関する市町村の指導に関すること。
- 4 自然保護及び植物愛護に関する思想の普及及びかん養に関すること。
- 5 動物愛護に関する思想の普及及びかん養に関すること（衛生指導課において所掌するものを除く。）。
- 6 鳥獣による被害の防止に係る事業に関すること（農地・農村振興課において所掌するものを除く。）。
- 7 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、千葉県立自然公園条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県自然公園施設設置管理条例、千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例、千葉県射撃場設置管理条例等の施行に関すること。
- 8 環境審議会（自然環境保全法第51条第2項に関するもの（薬務課において所掌するものを除く。）に限る。）に関すること。

資源循環推進課

- 1 廃棄物の処理に関する総合調整に関すること。
- 2 廃棄物の処理に係る企画及び調査に関すること。
- 3 資源循環型社会づくりの推進及びエコタウンプランに関すること。
- 4 一般廃棄物の処理に係る市町村に対する技術的助言に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したものに限る。）の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 6 産業廃棄物の排出事業者の指導（多量排出事業者の処理計画に係るものに限る。）に関すること。
- 7 下水道の終末処理場によるくみ取りし尿の処理に係る勧告及び維持管理の報告の徴収に関すること。
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物指導課において所掌するものを除く。）、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係るもの（廃棄物指導課において所掌するものを除く。））、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、及び美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（森林課、漁港課、河川環境課及び港湾課において所掌するものを除く。）の施行に関すること。

廃棄物指導課

- 1 産業廃棄物の処理の指導に係る企画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設（資源循環推進課において所掌するものを除く。第7号において同じ。）及び産業廃棄物処理施設の設置者に対する指導に関すること。
- 3 産業廃棄物の排出事業者の指導（資源循環推進課において所掌するものを除く。第7号において同じ。）に関すること。
- 4 産業廃棄物の処理業者の指導に関すること。
- 5 産業廃棄物の不適正な処理に係る監視及び指導に関すること。
- 6 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関すること。
- 7 ヤード対策に関すること
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置者の指導、産業廃棄物の排出事業者の指導、産業廃棄物の処理業者の指導並びに廃棄物の不適正な処理の監視及び指導に係るものに限る。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（再資源化の実施に係る事業者の指導に限る。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例及び千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例の施行に関すること。

生 活 安 全 課

- 1 交通安全対策の総合企画に関すること。
- 2 交通安全思想の普及に関すること。
- 3 交通安全対策に関する調査統計に関すること。
- 4 市町村が行う交通安全対策の指導に関すること。
- 5 交通事故相談に関すること。
- 6 県民の生活上の安全の確保に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 7 交通安全対策基本法、千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例、千葉県交通安全条例、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例及び千葉県暴力団排除条例の施行に関すること。
- 8 交通安全対策会議に関すること。
- 9 安全で安心なまちづくりの広報、啓発に関すること
- 10 千葉県安全安心まちづくり推進協議会に関すること
- 11 消費者行政に関すること。
- 12 消費者行政審議会に関すること。
- 13 消費者センターに関すること。
- 14 貸金業に関すること。
- 15 消費生活協同組合法、割賦販売法、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者基本法、消費生活用製品安全法、特定商取引に関する法律、貸金業法、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、消費者安全法、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例等の施行に関すること。
- 16 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法の施行並びにこれらの法律の施行に係る総合調整に関すること。
- 17 金融の広報に関すること。
- 18 新生活運動に関すること。
- 19 犯罪被害者等の支援に関すること

県 民 生 活 ・ 文 化 課

- 1 文化振興に係る企画及び調整に関すること。
- 2 文化活動の推進に関すること。
- 3 文化芸術振興基本法及び千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の施行に関すること。
- 4 著作権の普及啓発に関すること。
- 5 千葉県文化振興財団に関すること。
- 6 ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉に関すること。
- 7 ボランティア活動、市民活動等の促進に関する総合対策並びに関係機関との連携及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 8 ボランティア活動、市民活動等の普及啓発に関すること。
- 9 特定非営利活動促進法の施行に関すること。

- 10 青少年に関する総合対策並びに関係機関及び関係部課との連絡調整に関すること。
- 11 青少年育成団体に関すること。
- 12 青少年相談員に関すること。
- 13 青少年育成施設に関すること。
- 14 子ども・若者育成支援推進法、千葉県青少年健全育成条例及び千葉県青少年女性会館設置管理条例の施行に関すること。
- 15 青少年問題協議会に関すること。
- 16 (公財)千葉県青少年協会に関すること。
- 17 県民の日に関すること。
- 18 第65回国民体育大会及び第10回全国障害者スポーツ大会に関すること。

環境研究センター

- 1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る公害の防止及び環境の保全のための調査研究並びに環境放射能の調査研究に関すること。
- 2 廃棄物及び化学物質に係る調査研究に関すること。
- 3 環境に係る調査研究に関すること。
- 4 地質環境に係る調査研究に関すること。
- 5 環境に係る研修及び啓発・環境学習に関すること。

消費者センター

- 1 消費生活に関する相談及び苦情の処理
- 2 消費生活に関する商品の試験及び検査
- 3 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示
- 4 消費生活に関する情報の収集及び提供
- 5 事業者の個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情の処理
- 6 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

地域振興事務所地域振興課

- 1 青少年の健全育成に関すること。
- 2 市町村の青少年問題協議会に関すること。
- 3 交通安全対策に関すること。
- 4 県民の日地域事業に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、県民生活の向上に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

地域振興事務所地域環境保全課

- 1 大気汚染発生源に対する監視及び指導に関すること。
- 2 水質汚濁源に対する監視及び指導に関すること。
- 3 净化槽の設置者、管理者、保守点検業者及び清掃業者の指導に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の設置者及び管理者に対する指導に関すること。
- 5 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の指導に関すること。
- 6 産業廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の不適正な処理に係る監視及び指導に関すること。
- 7 大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の施行に関すること。
- 8 千葉県環境保全条例、千葉県自然環境保全条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例等の施行に関すること。
- 9 前各号に掲げるもののほか環境の保全に関すること。

※地域振興事務所は総務部の出先機関であるため、環境生活部関係業務について抜粋

(5) 窓口・担当課連絡先一覧

| 課名 | 内容 | 担当班・室 | 電話 |
|---------|-----------------------------|--------------------|----------------|
| 環境政策課 | 公害の苦情相談について | 政策室 | (043) 223-4649 |
| | 環境保全融資相談について | 環境影響評価・指導班 | (043) 223-4135 |
| | 環境影響評価制度（環境アセスメント）について | 環境影響評価・指導班 | (043) 223-4138 |
| | 地球温暖化防止に関すること | 温暖化対策推進班 | (043) 223-4139 |
| | 環境学習について | 温暖化対策推進班 | (043) 223-4139 |
| | 三番瀬再生について | 三番瀬再生推進班 | (043) 223-2439 |
| 大気保全課 | 工場・事業場からのはい煙、粉じん、VOC対策について | 大気規制班 | (043) 223-3804 |
| | 化学物質対策、P R T R法について | 大気指導班 | (043) 223-3802 |
| | 騒音・振動・悪臭について | 特殊公害班 | (043) 223-3805 |
| | アスベスト対策について | アスベスト問題対策会議事務局 | (043) 223-3804 |
| | 大気汚染状況（光化学スモッグ、PM2.5など）について | 大気監視班 | (043) 223-3857 |
| | 大気汚染情報 | (ホームページ・メール配信) | (043) 223-3853 |
| | 自動車交通公害対策について | 自動車公害対策班 | (043) 223-3807 |
| | ディーゼル自動車排出ガス対策について | 自動車公害対策班 | (043) 223-3810 |
| 水質保全課 | 工場・事業場からの排水関係について | 水質指導・規制班 | (043) 223-3871 |
| | 浄化槽について | 浄化槽班 | (043) 223-3813 |
| | 公共用水域（河川・湖沼・海）の水質関係について | 水質監視班 | (043) 223-3816 |
| | 手賀沼、印旛沼の水質浄化について | 湖沼浄化対策班 | (043) 223-3821 |
| | 地盤沈下、地下水採取規制について | 地質環境対策班 | (043) 223-3812 |
| | 地下水汚染、土壤汚染について | 地質環境対策班 | (043) 223-3812 |
| 自然保護課 | 工場・事業場の緑化協定に関すること | 自然環境企画室 | (043) 223-2976 |
| | 生物多様性に関すること | 自然環境企画室(生物多様性センター) | (043) 265-3601 |
| | 外来種対策に関すること（鳥獣関係以外） | 自然環境企画室(生物多様性センター) | (043) 265-3601 |
| | 自然公園の規制等について | 自然公園班 | (043) 223-2056 |
| | 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）等に関すること | 自然公園班 | (043) 223-2971 |
| | 鳥獣の捕獲許可に関すること | 鳥獣対策班 | (043) 223-2058 |
| | 外来種対策に関すること（鳥獣関係） | 鳥獣対策班 | (043) 223-2058 |
| | 狩猟免許試験、免許更新に関すること | 狩猟班 | (043) 223-2972 |
| | 鳥獣保護区等の規制等について | 狩猟班 | (043) 223-2972 |
| 資源循環推進課 | 廃棄物処理計画について | 資源循環企画室 | (043) 223-2645 |
| | 一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的助言について | 資源循環企画室 | (043) 223-2645 |
| | 海岸漂着物処理推進法について | 資源循環企画室 | (043) 223-2645 |
| | 廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化について | 事業推進班 | (043) 223-2760 |
| | 産業廃棄物多量排出事業者の指導について | 事業推進班 | (043) 223-2760 |
| | バイオマスの活用について | バイオマスマネジメントチーム | (043) 223-2759 |

| 課名 | 内容 | 担当班・室 | 電話 |
|----------|---|--|--|
| 廃棄物指導課 | 県外産業廃棄物の適正処理について 産業廃棄物管理票交付状況報告書について P C B 廃棄物対策に関すること 廃棄物処理施設・産業廃棄物処理業の許可について 自動車リサイクル法・フロン回収破壊法に基づく 許可・登録について ヤード対策に関すること 残土について 産業廃棄物排出事業者の指導について 産業廃棄物の不法投棄について | 指導企画班 指導企画班 指導企画班 産業廃棄物指導室 ヤード対策班 ヤード対策班 残土対策班 監視指導室 監視指導室 | (043) 223-2757 (043) 223-2757 (043) 223-2757 (043) 223-2655 (043) 223-4658 (043) 223-4658 (043) 223-2641 (043) 223-2683 (043) 223-3801 |
| 生活安全課 | 交通安全運動、その他啓発活動等について 交通安全推進隊について 交通安全教育について 交通安全教育ビデオ等の貸出しについて 交通安全教育推進員派遣について 交通事故相談について 安全・安心まちづくりに関すること 犯罪被害者相談に関すること 消費者行政に関すること 事業者指導に関すること 貸金業に関すること 暴力団の排除推進に関すること | 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 交通安全対策室 防犯対策推進室 防犯対策推進室 消費者安全推進室 消費者安全推進室 消費者安全推進室 暴力団排除推進室 | (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2263 (043) 223-2333 (043) 223-2267 (043) 223-2292 (043) 223-2262 (043) 223-2271 (043) 223-2364 |
| 県民生活・文化課 | 文化の振興について 千葉県立文化会館に関すること 千葉・県民芸術祭について 県民の日について 県民活動の広報及び普及啓発について 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進について 特定非営利活動法人（N P O 法人）について 青少年健全育成に関すること | 文化振興班 文化振興班 文化振興班 文化振興班 文化交流班 文化交流事業班 N P O 法人班 子ども・若者育成支援室 | (043) 223-2406 (043) 223-2406 (043) 223-2408 (043) 223-2408 (043) 223-4147 (043) 223-4133 (043) 223-4137 (043) 223-2330 |
| 環境研究センター | 大気・悪臭・騒音関係・情報啓発関係 廃棄物・化学物質関係 水質関係 地質関係 | | (0436) 21-6371 (0436) 23-7777 (043) 243-2935 (043) 243-0261 |
| 手賀沼親水広場 | 水の広場・じゃぶじゃぶ池、水の館 | | (04) 7184-0555 |
| 消費者センター | 消費者契約、販売方法、商品の安全、品質、機能などに関する相談 事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情相談 | | (047) 434-0999 |

ホームページURL

| | |
|----------------------|---|
| 千葉県庁のHP | http://www.pref.chiba.lg.jp/ |
| ちばの環境 | http://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/kankyouhakusho/kankyoujouhou.html |
| 環境政策課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/index.html |
| 大気保全課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html |
| 光化学モッグ情報 PM2.5等情報 | http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/ |
| 〃(携帯電話) | http://www.air.taiki.pref.chiba.lg.jp/k/top |
| 水質保全課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/index.html |
| 自然保護課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/index.html |
| 生物多様性センター | http://www.bdcchiba.jp/index.html |
| 資源循環推進課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/index.html |
| 廃棄物指導課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html |
| 生活安全課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/index.html |
| 県民生活・文化課 | http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/index.html |
| ちば文化交流ボックス | http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/box.html |
| NPO・ボランティア情報ネット | http://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/npo/nponet-link.html |
| 環境研究センター | http://www.pref.chiba.lg.jp/wit/index.html |
| 手賀沼親水広場 | http://www.ckz.jp/shinsui/ |
| 消費者センター | http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/ |